

徳島県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和二年六月二十五日認定したので、次のとおり告示し、令和元年徳島県労働委員会告示第二号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和二年七月七日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、次長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事給与を担当する係長の職にある者 四 総務課の人事及び労務を担当する主任並びに主事の職にある者のうち総務課長の指定するもの
徳島中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島好病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合）は、病院長の指定する看護局次長に限る。（）の職にある者
徳島立海部病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び医療局次長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者